

○ 休学について

休学は、疾病またはその他の理由で3か月以上修学を休止しようとするときに申請することができます。

注意事項

- **日本人正規学生は**、先に休学願様式1枚目に従い、「身分異動等チェックシート入力フォーム」に入力してください。
- 休学理由が病気の場合は、医師の診断書(各医療機関の様式)の添付が必要です。
- 留学等により海外渡航をする場合は、「海外渡航届」を GEMs にアクセスしてオンライン提出をしてください。

提出する前に下記事項について確認してください。

1. 在学期間中の授業料が未納の場合は休学願を受理しませんので、納付を済ませたうえで手続きしてください。
2. 休学期間中の授業料は免除となります。ただし、休学願の提出は学期(4月1日又は10月1日)が始まると授業料納付義務が発生しますので、くれぐれも注意してください。
3. 休学を申請できる期間は、3ヶ月以上1年以内です。特別の理由がある場合は、さらに1年以内の延長申請ができます。通算して3年を超えることはできません。
4. 休学期間は、在学年数に算入しません。また、休学期間中に単位の修得はできません。
5. 学期の途中から休学しようとするときは、事前に教務学生係に相談してください。
5月1日付け又は11月1日付け休学の場合、授業料の納付期限(4月末日又は10月末日)までの申請は4月又は10月について1ヶ月分の授業料の納付が必要になります。休学の申請が5月以降又は11月以降になると半期分の授業料の納付が必要になります。履修及び授業料納付の関係から学期単位での休学が一般的です。
6. 休学願の理由欄は、「一身上の都合」と記入せず、具体的に記入してください。
7. 日本学生支援機構奨学生等の各種奨学金受給者は、同時に学生センター(鶴甲第一キャンパス B 棟 1 階、TEL:078-803-5430)にて奨学金異動手続きをしてください。
8. 休学許可期間の途中で復学する場合又は退学する場合は、直ちにそれぞれの願を提出してください。
9. 休学期間満了時には、復学願を提出してください。